

舟橋村告示第 24 号

令和 7 年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法第 11 条の 2 第 12 項及び舟橋村住民基本台帳の閲覧に関する規則第 13 条の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

舟橋村長 渡 辺 光

1 期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

2 閲覧の状況

名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般財団法人北陸経済研究所 理事長 沼田 雅博	富山県からの受託調査として、「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」を実施するにあたり、アンケート対象者選定のため	令和 7 年 10 月 9 日	12 名